

一般社団法人此花区医師会訪問看護ステーション

虐待防止のための指針

1. 総則

厚生労働省令「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第73条第7号に基づき、訪問看護ステーション(居宅介護支援事業所を含む)における虐待防止のための指針(以下、「本指針」という)を、次のように定める。

2. 基本方針

利用者への虐待行為は重大な人権侵害であり、犯罪行為であることを全ての職員が認識し、権利擁護に資することを目的とし、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)、及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)等に基づき、利用者の尊厳を保持し、その人権を尊重し、虐待の予防、早期発見、早期対応に努め、本指針を遵守して、業務に邁進する。

3. 虐待の定義

虐待とは、職員から利用者に対する次に該当する行為をいう。

| 区 分 | 内 容 と 具 体 例 |
|------------------|--|
| 身体的虐待 | 利用者に対して暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。過剰な投薬や隔離、身体拘束によって身体の動きを抑制する行為。 【具体例】平手打ち、殴る、蹴る、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけどさせる、柱や椅子に縛りつける、過剰な投薬で動きを抑制する、部屋に隔離をするなど。 |
| 性的虐待 | 利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。 【具体例】利用者の前でわいせつな言葉を発する、または会話する、裸にする、キスをする、わいせつな映像を見せるなど。 |
| 心理的虐待 | 利用者に対する脅かしや著しい暴言、無視等著しく拒絶的な対応、または不当な差別的な言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 【具体例】怒鳴る、悪口を言う、適当に話を聞く、子ども扱いをする、意図的な無視、人格をおとしめるような扱いをするなど。 |
| 放棄・放置 (ネグレクト) | 利用者に対して衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、その他の虐待を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 【具体例】食事や水分を十分に与えない、食事の著しい偏りにより栄養状態を悪化させる、汚れた服を着させ続ける、排泄介助をしない、髪の毛や爪が伸び放題になっている、室内にごみを放置するなど劣悪な住環境の中で生活させる、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待を放置するなど。 |
| 経済的虐待 | 利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を正当な理由無く制限すること。 【具体例】本人の同意なしで財産や預貯金を処分する、または運用する、日常生活に必要な金銭を渡さない(使わせない)など。 |

4. 虐待防止委員会

虐待防止対策を取り扱う委員会として、此花区医師会訪問看護ステーション虐待防止委員会（以下、「委員会」という）を次のように設置する。

- (1) 委員長は、此花区医師会訪問看護ステーション運営委員会委員長が務める。
- (2) 委員長は、職員のうちから委員を選定する。
- (3) 委員長の求めにより、オブザーバーが参加することができる。
- (4) 委員会は、最低年1回開催する。但し、虐待等が発生した場合、適宜開催する。
- (5) 委員会での審議事項等
 - ① 指針等の見直しに関すること
 - ② 虐待防止の職員研修に関すること
 - ③ 虐待またはその疑いについて、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ④ 虐待等が発生した場合、或いは虐待等を発見した場合の対応に関すること
 - ⑤ 虐待等の原因分析、再発防止等に関すること
 - ⑥ 再発防止策の効果、評価に関すること
 - ⑦ その他事項

5. 責任者

虐待防止に関する措置を適切に実施するための責任者は、前記4における虐待防止委員会委員長が務める。

6. 担当者

虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者は、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、それぞれの管理者たる職員が務める。

7. 虐待防止のための職員研修

- (1) 職員研修にあたっては、常に利用者の権利擁護を意識する。
- (2) 職員研修は、虐待防止に関する基礎知識等を吸収し、虐待防止の徹底を図る内容とする。
- (3) 職員研修は年間1回以上行う。
- (4) (3)以外にも、新規職員採用時には必ず職員研修を行う。
- (5) 職員研修の内容、出席者等は記録し、資料は保存する。

8. 虐待防止のための研修の参加

常に利用者の権利擁護を意識させながら、大阪府訪問看護ステーション協会、此花区訪問看護ステーション連絡会等の研修へ、積極的に職員を派遣する。

9. 虐待等が発見した場合の対応方法

- (1) 虐待の被害を受けたと思われる利用者を発見した場合は、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法等の規定に従い、速やかに各担当地域の地域包括センター、障害者虐待防止センター、または行政窓口に通報する。
- (2) 緊急性の高い事案は、警察及び行政等の協力を仰ぎ、利用者の生命と権利を最優先する。
- (3) 個人情報の取り扱いに留意する。
- (4) 速やかな虐待要因の除去に努める。
- (5) 客観的な事実確認の結果、虐待者が職員と判明した際には、厳正なる対処をする。

10. 虐待等が発生した場合の対応方法

- (1)利用者及びその家族、職員等から、虐待またはその疑いの報告、相談、苦情を受けた場合には、委員会に報告し、必要に応じて、前記9(1)の関係機関に通報する。
- (2)相談者については、不利益が生じないよう細心の注意を払いつつ、個人情報の取り扱いに留意する。
- (3)緊急性の高い事案は、警察及び行政等の協力を仰ぎ、利用者の生命と権利を最優先する。
- (4)事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、速やかな虐待要因の除去に努める。
- (5)客観的な事実確認の結果、虐待者が職員と判明した際には、厳正なる対処をする。

11. 虐待防止のための連携

訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、医療機関、他職種、行政等との連携を図る。

12. 権利擁護支援

利用者及びその家族に対し、権利擁護の一環として、利用可能な成年後見制度(法定後見制度・任意後見制度)や日常生活自立支援事業(あんしんさぽーと事業)について、その求めに応じて、適切な窓口や専門職を案内するなどの支援を行う。

13. その他

前記2以外に、虐待防止関連法として、児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)と配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)があり、ともに、人権を尊重し、それに配慮した適切な対応が求められている。

14. 公表

本指針は、此花区医師会ホームページにて公表する。

15. 雑則

- (1)本指針に定めのない場合は、理事会の決議を経て、決定する。
- (2)本指針を改正しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

附則

本指針は、令和6年6月20日から施行する。